



30 消第 88 号

平成 30 年 (2018 年) 7 月 2 日

交通安全運動推進機関・団体の長 様

長野県交通安全運動推進本部事務局長
(長野県県民文化部長)

交通死亡事故多発警報の発令について (通知)

平成 30 年 6 月 24 日 (日) から 6 月 29 日 (金) までの 6 日間に、県内では 4 件の交通死亡事故が連続して発生し、極めて憂慮すべき状況になっています。

こうした事態に鑑み、長野県交通安全運動推進本部では、多発する死亡事故に歯止めをかけ、尊い命を交通事故の被害から守り、交通の安全を確保するために、「交通死亡事故多発警報」を発令し下記の期間に広報啓発活動を強化して実施します。

つきましては、貴職におかれましても、下記を参考に啓発を強化していただきますようお願いいたします。

記

1 交通死亡事故多発警報発令期間

6 月 29 日 (金) から 7 月 8 日 (日) までの 10 日間

2 発令に伴う交通死亡事故抑止対策の重点

(1) 県民の交通安全意識の高揚と安全行動の実践の推進

- ・ テレビ、ラジオ、WEB サイトその他あらゆるメディアを活用した広報の強化
- ・ 交通指導所、人波作戦等街頭における啓発活動の強化
- ・ 高齢者、歩行者に対する交通安全指導等の強化
- ・ 高齢者事故防止啓発リーフレット等を活用した広報の強化
- ・ 夜光反射材の普及活動の強化

(2) 交通安全施設整備による交通事故防止対策の推進

- ・ 交通危険個所の調査・把握活動の強化
- ・ 交通安全施設等の点検・改善活動の強化

(3) 死亡事故抑止に資する交通指導取締りの推進

- ・ 死亡事故に直結する悪質・危険違反等の交通指導取締りの強化
- ・ 交通要点におけるパトカーによる街頭活動の強化

3 啓発強化方法

- ・ 広報啓発活動の強化
- ・ 広報車等による巡回広報
- ・ 広報誌・機関紙への記事掲載、チラシ・回覧板による全戸啓発
- ・ 有線放送、防災無線、ケーブルテレビでの放送
- ・ 各種集会、会議等によるミニ講話等の実施
- ・ 街頭啓発指導及び桃太郎旗による注意喚起
- ・ 庁舎入口への警報発令表示の掲出

長野県交通安全運動推進本部

(事務局：県民文化部くらし安全・消費生活課交通安全対策係)

(課長) 古川 浩 (担当) 坂下 郁夫

(直通) 026-235-7174 (代表) 026-232-0111 内線 2848

(FAX) 026-223-6771

(メール) kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp